

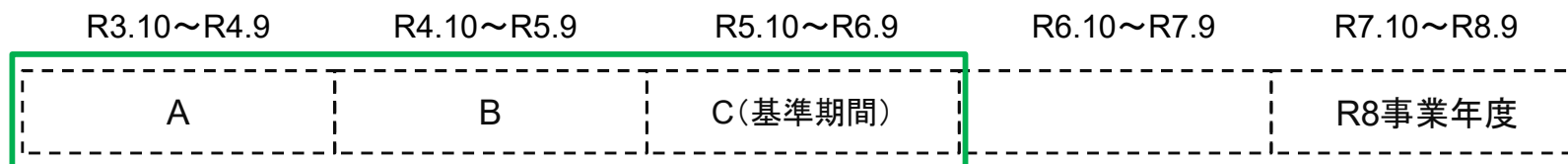
# ブロック単価によるカット措置を受けている事業者への支援強化について

○ 補助対象期間の基準期間を含む3年間に上限運賃の変更認可を受け、運賃改定を実施した事業者が運行する補助対象系統に係る補助対象経費の算定方法について、以下の通り規定することにより、支援を強化。

※ ある運賃ブロックにおいて、上限運賃変更の認可を受けた場合、当該運賃ブロック内の補助対象系統に係る補助対象経費が対象

## 令和8事業年度の補助対象経費の算定方法

基準期間を含む3年間に上限運賃変更の認可を受けた場合※



- ① Cの期間(R5.10~R6.9)中に運賃改定を実施  
→基準期間(C)における「改定による増収分」の全額を収入から控除  
※基準期間(C)における収入額×(改定率÷(1+改定率))
- ② Bの期間(R4.10~R5.9)中に運賃改定を実施  
→基準期間(C)における「改定による増収分」の2/3を収入から控除
- ③ Aの期間(R3.10~R4.9)中に運賃改定を実施  
→基準期間(C)における「改定による増収分」の1/3を収入から控除

### ※対象となる運賃改定

- ・対象となるのは、あくまで当該運賃ブロック(一部エリアの場合は当該エリアを通る系統のみ)での上限運賃の変更認可を受けた場合です。
- ・次のような場合は対象となりません。  
(対象外)実施運賃の変更、協議運賃の変更、軽微運賃の変更
- ・補助対象系統が「協議運賃」を適用するものでも、当該運賃ブロックで上限運賃の変更認可を受けた場合、対象になります。
- ・なお、新設系統については、過去の当該系統の収益をもとに補助対象経費を算定していないことから、そもそも対象外です。

## 【事例1】運賃改定による増収分がブロック単価カット額を上回っている場合

キロ当たり費用(3カ年平均)	420円
標準ブロック単価	400円
系統キロ当たり収益(3カ年平均)	250円(R4事業年度 225円、R5事業年度 250円、R6事業年度 275円)
実車走行キロ	20,000km
運賃改定の実施状況	令和6年9月に上限変更認可(平均改定率10%)、同年10月に実施運賃を改定

支援強化がない場合の補助対象経費は以下のとおり

経費	標準ブロック単価 400円 × 実車走行キロ 20,000km = 8,000千円
収益	系統キロ当たり収益(3カ年平均) 250円 × 実車走行キロ 20,000km = 5,000千円
補助対象経費	8,000千円 - 5,000千円 = 3,000千円

(支援強化を受けた際の補助対象経費の算定)

○令和6年9月は以下の図のCに該当することから、基準期間(R6事業年度)における改定による増収分全額を、算定に用いる収益から控除  
 基準期間(R6事業年度)における改定による増収分(キロ当たり) = 275円 × 0.1 / (1 + 0.1) = 25円

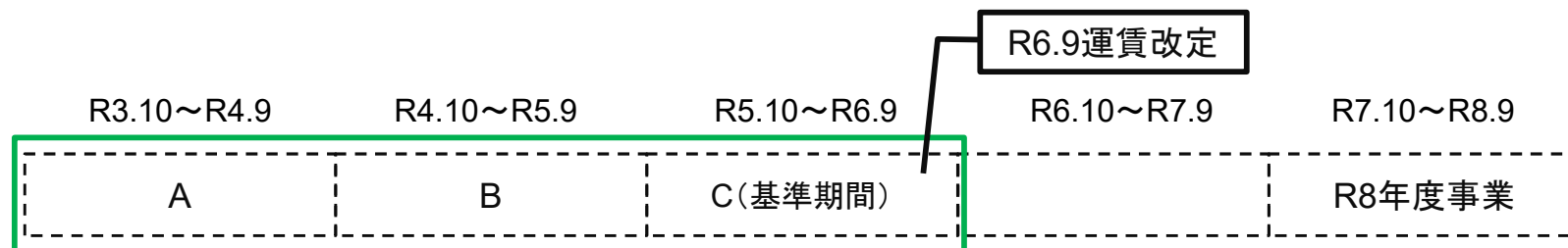
○ただし、25円はキロ当たり費用(3カ年平均)のカット額20円(420円-400円)を超過していることから、控除額はカット額と同額の20円となる。

○系統キロ当たり収益(3カ年平均)は、250円から20円を控除した「230円」として補助対象経費を計算

経費	標準ブロック単価 400円 × 実車走行キロ 20,000km = 8,000千円
収益	系統キロ当たり収益(3カ年平均) 230円 × 実車走行キロ 20,000km = 4,600千円
補助対象経費	8,000千円 - 4,600千円 = 3,400千円

(ポイント)

- ・支援強化の対象となる「運賃改定の時期」はあくまで、「上限変更の認可」を受けた日で判断(実施運賃の変更日ではない)
- ・控除額はブロック単価カットを受けている金額が上限



## 【事例2】経費と控除後の経費の差額が「経費の9/20」を上回っている場合

キロ当たり費用(3カ年平均)	430円
標準ブロック単価	400円
系統キロ当たり収益(3カ年平均)	240円(R4事業年度 210円、R5事業年度 240円、R6事業年度 270円)
実車走行キロ	20,000km
運賃改定の実施状況	令和5年3月に上限変更認可(平均改定率20%)、同年4月に実施運賃を改定

支援強化がない場合の補助対象経費は以下のとおり

経費	標準ブロック単価 400円 × 実車走行キロ 20,000km = 8,000千円
収益	系統キロ当たり収益(3カ年平均) 240円 × 実車走行キロ 20,000km = 4,800千円
補助対象経費	8,000千円 - 4,800千円 = 3,200千円

(支援強化を受けた際の補助対象経費の算定)

○令和5年3月は以下の図のBに該当することから、基準期間(R6事業年度)における改定による増収分の2/3を、算定に用いる収益から控除

基準期間(R6事業年度)における改定による増収分(キロ当たり)の2/3 = 270円 × 0.2 / (1 + 0.2) × 2/3 = 30円

※この場合、控除額とカット額は同額となっている

○系統キロ当たり収益(3カ年平均)は、240円から30円を控除した「210円」として補助対象経費を計算

経費	標準ブロック単価 400円 × 実車走行キロ 20,000km = 8,000千円
収益	系統キロ当たり収益(3カ年平均) 210円 × 実車走行キロ 20,000km = 4,200千円
経費と収益の差額	8,000千円 - 4,200千円 = 3,800千円

ただし、補助対象経費は経費の9/20が上限である。

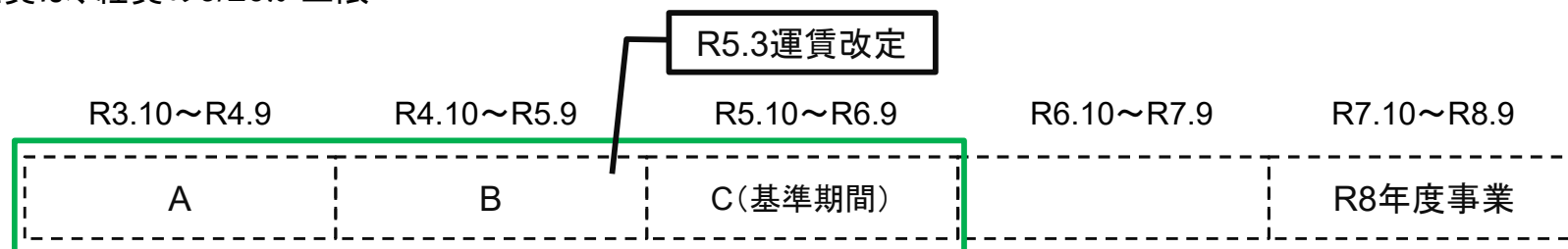
経費の9/20 8,000千円 × 9/20 = 3,600千円

経費と収益の差額が経費の9/20を超過していることから、補助対象経費は経費の9/20である「3,600千円」となる。

(ポイント)

・図のBに該当する期間における運賃改定であっても、控除するのはCの期間における改定による増収分の2/3

・補助対象経費は、経費の9/20が上限



【事例3】3年間の間に複数回の運賃改定を実施している場合(端数処理も踏まえて)

キロ当たり費用(3カ年平均)	532.31円
標準ブロック単価	412.33円
系統キロ当たり収益(3カ年平均)	350.21円(R4事業年度 325.12円、R5事業年度 350.33円、R6事業年度 375.19円)
実車走行キロ	310,013.3km
運賃改定の実施状況	令和4年9月に上限変更認可(平均改定率13.34%)、同年10月に実施運賃を改定 令和6年9月に上限変更認可(平均改定率12.33%)、同年10月に実施運賃を改定

小数点3位以下四捨五入

支援強化がない場合の補助対象経費は以下のとおり

経費	標準ブロック単価	412.33円	×	実車走行キロ	310,013.3km	=	127,827千円
収益	系統キロ当たり収益(3カ年平均)	350.21円	×	実車走行キロ	310,013.3km	=	108,569千円
補助対象経費	127,827千円- 108,569千円=19,258千円						

(支援強化を受けた際の補助対象経費の算定)

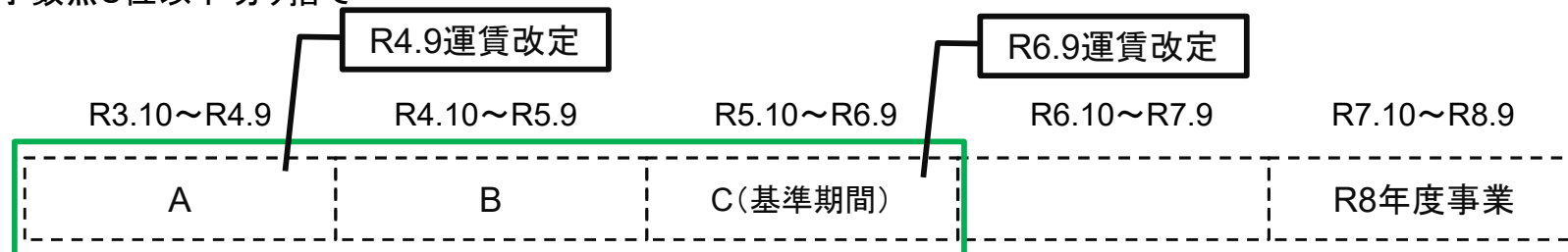
- 令和4年9月は以下の図のAに該当することから、基準期間(R6事業年度)における改定による増収分の1/3を、算定に用いる収益から控除  
基準期間(R6事業年度)における改定による増収分(キロ当たり)= $375.19円 \times 0.1334 / (1 + 0.1334) / 3 = 14.71円$ (小数点3位以下切り捨て)
- 令和6年9月は以下の図のCに該当することから、基準期間(R6事業年度)における改定による増収分全額を、算定に用いる収益から控除  
基準期間(R6事業年度)における改定による増収分(キロ当たり)= $375.19円 \times 0.1233 / (1 + 0.1233) = 41.18円$ (小数点3位以下切り捨て)
- 控除額は「14.71円+41.18円=55.89円」となる。

○系統キロ当たり収益(3カ年平均)は、350.21円から55.89円を控除した「294.32円」として補助対象経費を計算

経費	標準ブロック単価	412.33円	×	実車走行キロ	310,013.3km	=	127,827千円
収益	系統キロ当たり収益(3カ年平均)	294.32円	×	実車走行キロ	310,013.3km	=	91,243千円
補助対象経費	127,827千円- 91,243千円=36,584千円						

(ポイント)

- ・3年間で複数回運賃改定している場合は、それぞれの控除額を足し上げ
- ・平均改定率は、小数点3位以下四捨五入
- ・控除額は、小数点3位以下切り捨て



## 【事例4】複数の標準運賃ブロックに跨がる系統の場合

キロ当たり費用(3カ年平均)	513.44円
標準ブロック単価(ブロック①)	459.76円
標準ブロック単価(ブロック②)	434.17円
系統キロ当たり収益(3カ年平均)	281.88円(R4事業年度 280.89円、R5事業年度 282.11円、R6事業年度 282.65円)
実車走行キロ	252,509.3km
キロ程割合	ブロック① 20.000%    ブロック② 80.000%
運賃改定の実施状況	ブロック① 令和6年9月に上限変更認可(平均改定率10.55%)

支援強化がない場合の補助対象経費は以下のとおり

### ブロック①

経費	標準ブロック単価	459.76円	×	実車走行キロ	252,509.3km	=	116,093千円
収益	系統キロ当たり収益(3カ年平均)	281.88円	×	実車走行キロ	252,509.3km	=	71,177千円
差額	116,093千円 - 71,177千円 = 44,916千円						
補助対象経費	44,916千円 × 20.000% = 8,983千円						

### ブロック②

経費	標準ブロック単価	434.17円	×	実車走行キロ	252,509.3km	=	109,631千円
収益	系統キロ当たり収益(3カ年平均)	281.88円	×	実車走行キロ	252,509.3km	=	71,177千円
差額	109,631千円 - 71,177千円 = 38,454千円						
補助対象経費	38,454千円 × 80.000% = 30,763千円						

(支援強化を受けた際の補助対象経費の算定)

○(ブロック①)令和6年9月は以下の図のCに該当することから、基準期間(R6事業年度)における改定による増収分全額を、算定に用いる収益から控除  
 基準期間(R6事業年度)における改定による増収分(キロ当たり) =  $282.65円 \times 0.1055 / (1 + 0.1055) = 26.97円$  (小数点3位以下切り捨て)

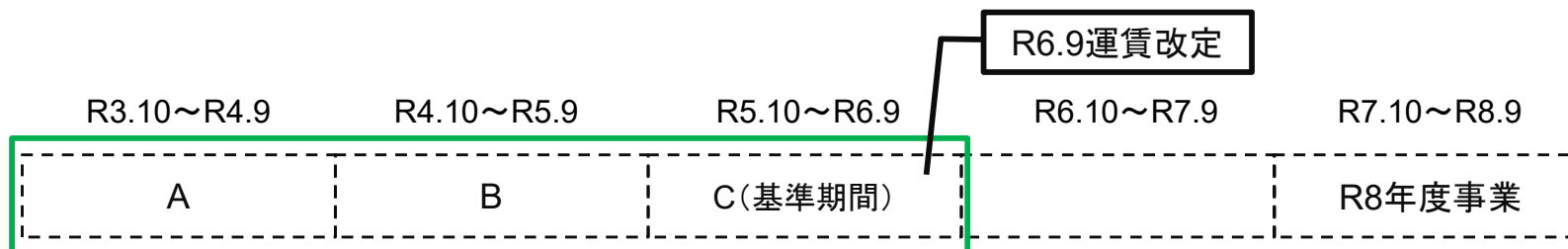
○(ブロック①)系統キロ当たり収益(3カ年平均)は、281.88円から26.97円を控除した「254.91円」として補助対象経費を計算

経費	標準ブロック単価	459.76円	×	実車走行キロ	252,509.3km	=	116,093千円
収益	系統キロ当たり収益(3カ年平均)	254.91円	×	実車走行キロ	252,509.3km	=	64,367千円
差額	116,093千円 - 64,367千円 = 51,726千円						
補助対象経費	51,726千円 × 20.000% = 10,345千円						

○(ブロック②)ブロック②では運賃改定は行われていないため、補助対象経費は変わらず30,763千円

(ポイント)

・収益の控除を行うのは、あくまで運賃改定を実施したブロック内に限る。



## 【事例5】共同運行を実施する事業者が運賃改定を実施した場合

キロ当たり費用(3カ年平均)	494.66円(事業者① 510.13円、事業者② 479.19円)
標準ブロック単価	432.15円
系統キロ当たり収益(3カ年平均)	352.03円(R4事業年度 350.11円、R5事業年度 349.23円、R6事業年度 356.76円)
実車走行キロ	150,042.4km
運賃改定の実施状況	事業者① 令和4年9月に上限変更認可(平均改定率10.11%) 令和6年9月に上限変更認可(平均改定率 6.93%) 事業者② 令和6年9月に上限変更認可(平均改定率 8.32%)

支援強化がない場合の補助対象経費は以下のとおり

経費	標準ブロック単価	432.15円	×	実車走行キロ	150,042.4km	=	64,840千円
収益	系統キロ当たり収益(3カ年平均)	352.03円	×	実車走行キロ	150,042.4km	=	52,829千円
補助対象経費	64,840千円- 52,819千円=12,021千円						

(支援強化を受けた際の補助対象経費の算定)

○(事業者①) 令和4年9月は以下の図のAに該当することから、基準期間(R6事業年度)における改定による増収分の1/3を、共同運行事業者数で除した金額を算定に用いる収益から控除

基準期間(R6事業年度)における改定による増収分(キロ当たり)= $356.76円 \times 0.1011 / (1 + 0.1011) / 3 = 10.91円$ (小数点3位以下切り捨て)

$10.91円 \div 2$ (共同運行事業者数)= $5.45円$ (小数点3位以下切り捨て)

○(事業者①) 令和6年9月は以下の図のCに該当することから、基準期間(R6事業年度)における改定による増収分全額を、共同運行事業者数で除した金額を算定に用いる収益から控除

基準期間(R6事業年度)における改定による増収分(キロ当たり)= $356.76円 \times 0.0693 / (1 + 0.0693) = 23.12円$ (小数点3位以下切り捨て)

$23.12円 \div 2$ (共同運行事業者数)= $11.56円$ (小数点3位以下切り捨て)

○(事業者②) 令和6年9月は以下の図のCに該当することから、基準期間(R6事業年度)における改定による増収分全額を、共同運行事業者数で除した金額を算定に用いる収益から控除

基準期間(R6事業年度)における改定による増収分(キロ当たり)= $356.76円 \times 0.0832 / (1 + 0.0832) = 27.40円$ (小数点3位以下切り捨て)

$27.40円 \div 2$ (共同運行事業者数)= $13.70円$ (小数点3位以下切り捨て)

○控除額は「 $5.45円 + 11.56円 + 13.70円 = 30.71円$ 」となる。

○系統キロ当たり収益(3カ年平均)は、 $352.03円$ から $30.71円$ を控除した「 $321.32円$ 」として補助対象経費を計算

経費 標準ブロック単価 432.15円 × 実車走行キロ 150,042.4km = 64,840千円

収益 系統キロ当たり収益(3カ年平均) 321.32円 × 実車走行キロ 150,042.4km = 48,211千円

補助対象経費 64,840千円- 48,211千円=16,629千円

(ポイント)

・共同運行の場合、控除額は共同運行事業者数で除したものをを用いる。

